

国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除及び軽減に関する意見書

政府においては、保育士の処遇改善、待機児童対策など、子育て支援策が講じられているところですが、さらなる子育て支援策が求められるところです。

一方で、国民健康保険制度は、一昨年5月に、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことから、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けた具体的な作業が開始されています。

改革にあたっては、子どもに係る均等割保育料の軽減措置の導入についても今後の検討課題とされたところです。

国民健康保険の均等割額は、国民健康保険の加入者一人ひとりに均等にかかるものです。

家族に子どもが増えると保険料の負担が重くなるこの仕組みは、子育てに関する様々な負担軽減策を進めている地方公共団体の政策とも相容れないものとなってきています。

また、同じ医療保険制度でありながら、被用者保険の組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険には存在しない負担であり、早急な見直しが求められています。

よって、国においては、子育て支援の観点から、国民健康保険における子どもに係る均等割額について、他の医療保険制度との公平性を保ちつつ、国の負担による免除及び軽減の見直しを早急に検討し、結論を出すよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月21日

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様
社会保障・税一体改革担当大臣様

北海道北斗市議会